

貸金庫規定

北洋銀行

第1条 （反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条（3）の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条（3）の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第2条 （格納品の範囲）

- （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - A. 公社債券、株券その他の有価証券
 - B. 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - C. 貴金属、宝石その他の貴重品
 - D. 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- （2）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第3条 （契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、期間満了日の翌日から1年間自動的に継続されるものとします。以後も同様とします。

第4条 （使用料）

- （1）借主は、貸金庫使用料一覧表記載の使用料を次により年払いで前納するものとします。
 - A. 毎年10月の当行所定の日に10月1日から翌年9月末日までの分を支払うものとします。

なお、当初契約期間の使用料は、契約日の属する月は日割計算で、翌月以降は月割計算で契約時に支払うものとします。
 - B. 契約の自動更新による使用料は、別に定める自動振替依頼書に基づき借主が指定した預金口座から引落しのうえ支払うものとします。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降、最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 解約の場合、解約日の属する月は日割計算で、翌月以降は月割計算で返戻します(円未満切捨て)。

第5条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主の届出の印章および当行担当者の印章により封印し、当行が保管します。

第6条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、営業時間内に当行所定の場所で行ってください。もし当行から格納品の出し入れに立会い、または点検を請求されたときは、ただちにこれに応じてください。

第7条 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の事項に変更があったときは、直ちに当行所定の用紙で届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を喪失したときもしくははき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きを完了した後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵の紛失またははき損したときは、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第9条 (印鑑照合等)

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第10条 (損害の負担等)

- (1) 火災、事変、その他不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - A. 借主に使用料の不払等が発生したとき
 - B. 借主について相続の開始があったとき
 - C. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - D. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - E. 借主または代理人が本規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

A. 借主（法人の場合には、法人の役員等を含む。以下、この項において同じ）が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

B. 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

C. 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(e) その他前(a)から(d)に準ずる行為

(4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日から明渡しの日までの使用料相当額を日割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡

- しの日には第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難なときには廃棄できるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当できるものとします。この場合、不足額が生じるときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第12条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れできません。

第15条（規定の変更）

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上

(2023.01)